

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害速報) Follow-up 報告 No. 3

傷害 (injury) は、子どもの健康被害の一つであり、重要な健康課題である。われわれ小児科医は、診療現場で日々、重症度が高い傷害事例を診ている。傷害は予防することが大切と指摘されているが、実際に予防できるまで徹底的に取り組む必要がある。

2008年3月号より、日児誌に「Injury Alert (傷害速報)」の掲載が始まり、これまでに33回の事例報告と予防のためのコメントを掲載してきた。最近では、傷害発生の年度、医療費が明示され、必要時にはメーカー名がわかる写真も収載されるようになった。また、学会のサイト上に類似事例が追加され、follow-up 報告も載るようになり、傷害速報の様式はほぼ整った。これまでの報告例について、予防に結びつける活動を行ってきたのでまとめて報告する。

1. 情報提供先とその対応

学会誌に掲載された事例の情報を提供したところは、傷害を起こした製品のメーカー、業界団体、行政の外郭団体（製品安全協会、国民生活センターなど）、消費者庁、行政（消費者庁以外の省庁など）、技術の専門家団体、研究機関、メディアなどであった（表）。2009年9月以前の事例（No.1-13）は、消費者庁が設立された後に一括して消費者庁に情報提供した。それぞれの対応について、空欄は情報提供をしていないところ、○印はその事例の情報を提供したが対応がないところ、●印は情報提供先が予防につなげる活動をしたところを示している。備考欄には、現在の状況を簡単に記した。

2. 各機関の対応のまとめと今後の方針

対応をみると、個別の企業では対応しないところもあるが、注意喚起の表示を拡大するなどの一時的な対応が多い。時には自社の製品のみを改善し、傷害情報を他社と共有しない場合もある。業界団体に属していない企業もあるが、業界団体は消極的である場合が多く、「同様な事故は把握していない」「各企業の自己責任である」「業界団体では実験、検討はできない」「事務局の一存では何とも言えないので理事会に諮る」など、原因究明までは踏み込まない。行政は担当部署がわからない場合が多い。消費者庁にはすべての事例の情報提供をしているが、情報の取り上げ方が一定ではなく、取り上げたとしても反射的に「注意喚起」を連発するだけで、原因を究明し予防につなげる機能が存在しない。メディアが取り上げる場合もあるが、単発で予防にまでは踏み込めない。予防のために原因を究明できるのは技術専門家団体と研究機関であった。

これまで、臨床の場で経験した事例を個別の企業や行政に通知しても無視される場合が多かった。日児誌という公的な雑誌に掲載されたことにより、企業や業界団体、行政の初期の対応は改善されたが、予防につながるまではむずかしい。「注意喚起」はすぐにでき、費用も発生しないが、傷害の予防には結びつかない。傷害速報のどの事例でも受け皿となるべき消費者庁の機能については再検討する必要がある。今後、傷害の事例を予防に結びつけるための活動を継続し、そのための適切な手順を明らかにしたいと考えている。会員諸氏には、傷害事例の提供をよろしくお願いいたします。

2012年7月 こどもの生活環境改善委員会「傷害速報」担当 山中 龍宏

表 日本小児科学会雑誌 Injury Alert (傷害速報) 事例への予防に関する対応表

[illegible]